

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件 名 船橋市公共施設電力需給
- (2) 需要場所 別紙 1 のとおり 78 施設

2. 仕 様

(1) 電気供給条件等

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 1 供給電気方式 | 交流 3 相 3 線式 |
| 2 供給電圧 (標準電圧) | 6,000V (公称電圧 6,600V) |
| 3 計量電圧 (標準電圧) | 6,000V (公称電圧 6,600V) |
| 4 標準周波数 | 50Hz |
| 5 受電方式 | 1 回線受電方式
(本庁舎は 2 回線受電 本線予備電源線方式) |
| 6 蓄熱・太陽光設備 | 別紙 1 のとおり |
| 7 供給地点特定番号・計量日等 | 別紙 2 のとおり |

(2) 契約電力及び使用電力量等

1 契約電力

表示 : kW

別紙 3 のとおり。

本庁舎及び西浦処理場を除いた各施設の供給開始後の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

本庁舎については、常時供給及び予備電源ともに 1,600kW とする。

西浦処理場については、504kW とする。

本庁舎及び西浦処理場の契約電力は、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。

また、予備電源とは、常時供給変電所以外の変電所から供給を受け、常時供給電圧と同電位で供給するものとする。

2 予定使用電力量(年間)

表示 : kWh

施設別は、別紙 3 のとおり。

ただし、気象条件や社会経済情勢によって、増減する可能性がある。

3 使用電力量実績

別紙 4 のとおり。

(3) 需給期間

令和元年 10 月 1 日 0 時から令和 2 年 9 月 30 日 24 時まで

(4) 電力量等の検針

1 計量日

原則として現在の計量日を引き継ぐものとする。

2 自動検針装置

対象施設は全て設置済み。

3 電力会社の検針方法

通信端末による自動検針

4 計量器の構成

電力需給用複合計器（通信機能付）

(5) 需給地点

別紙 1 のとおり。

(6) 電気工作物の財産分界点

別紙 1 のとおり。

(7) 保安上の責任分界点

別紙 1 のとおり。

3. 契約方法及び支払方法

(1) 契約方法

表 1 のとおり、単価を見積もり入札するものとする。また、見積もりの総額で入札し、基本料金（単価）及び電力量料金（単価）を定め、月ごとに契約電力及び使用電力量に応じて料金を支払う単価契約とする。なお、令和元年 10 月に消費税率及び地方消費税率の変更が予定されているため、入札にあたっては変更後の税率を考慮して入札すること。

(2) 支払方法

月毎の後払いとし、千葉銀行で支払い可能な納付書による支払いを基本とする。納付書は別紙 5 に準じた形式とする。また、別紙 6 のように対象施設ごとのお客様番号と、使用電力量、電気料金をまとめた CSV ファイルをデータにて毎月送付すること。

表 1

料 金 名		予定数量	単位	単 価
基 本 料 金		104,772 (8,731×12)	kW/年	円
予備電源料金（本庁舎） 常時変電所以外からの供給		19,200 (1,600×12)	kW/年	円
西浦処理場 電力量料金	ピーク時間	83,130	kWh/年	円
	昼間時間（夏季）	268,300	kWh/年	円
	昼間時間（その他季）	1,040,070	kWh/年	円
	夜間時間	1,260,060	kWh/年	円
本庁舎 その他施設 電力量料金	夏季	4,487,980	kWh/年	円
	その他季	12,783,330	kWh/年	円
再生可能エネルギー発電促進賦課金		19,922,870	kWh/年	2.95円

※ 夏季は、7月1日から9月30日までの期間とする。

※ その他季は、10月1日から翌年の6月30日までの期間とする。

※ 日曜・祝日は、当該地域の旧一般電気事業者の小売部門（東京電力エナジーパートナー株式会社）の電気需給約款〔特定規模需要（高圧）〕にて定められている日とする。

※ ピーク時間は、夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間とする。ただし、日曜・祝日は除くものとする。

※ 昼間時間は、毎日午前8時から午後10時までの時間とする。ただし、ピーク時間及び日曜・祝日を除くものとする。

※ 夜間時間は、ピーク時間及び昼間時間以外の時間とする。

4. 特記事項

(1) 力率は、契約期間中 100%を保持する予定であるので、力率は 100%とし入札価格を算定する。

(2) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与える負荷設備は特に有していない。

(3) 各月の電気料金算定方法は、基本料金について力率割引または割増しを行う場合、電気料

金について燃料費調整を行う場合、または再生可能エネルギー発電促進賦課金の取り扱いやその他の要因による電気料金の調整、及び仕様書に記載のないその他の供給条件については、当該地域の旧一般電気事業者の小売部門（東京電力エナジーパートナー株式会社）の電気需給約款〔特定規模需要（高圧）〕に依るものとし、これに依りがたい場合は別途協議するものとする。

(4) 燃料費調整額は入札価格の算定にあたっては考慮しないこととするが、契約後は(3)に示す電気料金の燃料費調整等（当該地域の旧一般電気事業者の小売部門（東京電力エナジーパートナー株式会社）の当該時期の発表分を適用）を行うものとする。なお、外税業者においては燃料費調整単価等について消費税を除き算出し、他の料金との合計から消費税を算出するものとする。この際、端数処理が生じた場合、別途協議するものとする。

(5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその他の端数処理は次のとおりとする。

- 1 契約電力及び最大需要電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- 2 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- 3 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- 4 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- 5 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(6) 小売電気事業者にあつては、電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、当該地域の旧一般電気事業者の送配電部門（東京電力パワーグリッド株式会社）と調整すること。

(7) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこと。

5. その他

(1) 本業務の遂行において、知り得た秘密については、第三者にこれを漏らしてはならない。また、個人情報の保護に努めること。

(2) その他、仕様書に定めのない事項については、発注者・受託者両者協議の上、決定すること。

(3) 各月の電気使用量（施設別・日別・時間帯別）は30分単位とし、別紙6のCSVファイルとは別に、電子データを提出すること。

6. 添付資料

- (1) 【別紙 1】 需給地点等一覧
- (2) 【別紙 2】 供給地点特定番号・計量日等
- (3) 【別紙 3】 契約電力及び年間予定使用電力量
- (4) 【別紙 4】 年間使用電力等実績
- (5) 【別紙 5】 納付書様式（参考書式）
- (6) 【別紙 6】 CSV ファイル様式（参考書式）

需給地点一覧

平成31年4月現在

数	施設(建物)名	業種及び用途	所在地	電話	需給地点	電気工作物の財産 分界点及び保安上の 責任分界点	太陽光発 電設備	蓄熱設備	自動検針 装置	2回線受電 (本線予備電 源線方式)	その他 特記事項
1	本庁舎	事務所	湊町2丁目10番25号	436-2172	東京電力が施設した供給用配電箱内の東京電力の母線と船橋市の断路器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	○	
2	分行舎	事務所	湊町2丁目1番4号	436-2172	東京電力が施設した供給用配電箱内の東京電力の母線と船橋市の断路器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
3	庁舎別館	事務所	湊町2丁目8番11号	436-2172	東京電力が施設した供給用配電箱内の東京電力の母線と船橋市の断路器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	令和2年度内に 低圧受電に変更 の可能性あり
4	福祉ビル	事務所	本町2丁目7番8号	436-2172	東京電力が施設した供給用配電箱内の東京電力の母線と船橋市の断路器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
5	二宮出張所[庁]	出張所	滝台1丁目1番20号	464-1811	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
6	芝山出張所[庁]、 私立保育所 複合施設	出張所、保育園	芝山3丁目10番8号	463-2561	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
7	西船橋出張所、 老人憩いの家、 地域ステーション 複合施設	出張所等	西船4丁目17番3号	433-4321	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
8	三山市民セン ター 等複合施 設	集会所、出張所	三山8丁目19番1号	473-3100	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
9	船橋スカイビル (男女共同参画セ ンター)	相談所等	宮本2丁目1番4号	423-0757	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
10	中央老人福祉セ ンター	老人福祉施設	夏見台1丁目11番3号	438-1105	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
11	北部福祉会館 等複合施設	老人福祉施設、 保健福祉施設等	三咲7丁目24番1号	449-7601	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
12	西部福祉会館	老人福祉施設、 児童福祉施設	藤原3丁目2番15号	429-0810	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
13	南部福祉会館	老人福祉施設	湊町1丁目11番19号	495-8011	東京電力が施設した供給用配電箱内の東京電力の母線と船橋市の断路器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
14	社会福祉会館	老人福祉施設、 保健福祉施設等	薬元台5丁目31番1号	466-1381	東京電力が施設した供給用配電箱内の東京電力の母線と船橋市の断路器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
15	ケア・リハビリセ ンター等複合施 設	病院	飯山満町2丁目519番地3	461-9994	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	空調工事 予定あり
16	看護専門学校	学校	金杉1丁目28番7号	430-1115	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
17	身体障害者福祉 作業所太陽、 身体障害者福祉 ホーム若葉 複 合施設	障害者福祉施設	二和西5丁目7番17号	449-6993	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
18	海神児童ホーム、 西簡易マザーズ ホーム、老人憩 いの家 複 合施設	児童館、障害者 福祉施設	海神町2丁目264番地5	432-4661	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
19	宮本第一保育園	保育園	宮本6丁目26番27号	422-5639	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
20	浜町保育園	保育園	浜町1丁目1番1号	431-3262	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	○	○	×	
21	若松保育園	保育園	若松2丁目6番3号	433-4041	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	○	○	×	
22	湊町保育園	保育園	湊町1丁目16番23号	431-4961	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
23	千鳥保育園	保育園	南本町13番1号	431-5061	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
24	西船保育園	保育園	西船6丁目1番24号	047-333-8187	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	○	○	×	
25	本中山保育園	保育園	本中山5丁目6番1号	424-7011	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
26	行田保育園	保育園	行田3丁目1番2号	439-5000	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	○	○	×	
27	高根保育園	保育園	新高根4丁目19番2号	463-1418	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	○	○	×	
28	二宮保育園	保育園	前原西6丁目1番12号	472-1097	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	○	○	×	
29	習志野台第一保 育園	保育園	習志野台2丁目50番3号	465-4124	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
30	習志野台第二保 育園	保育園	習志野台6丁目7番1号	464-3818	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
31	高根台保育園	保育園	高根台2丁目2番2号	466-2611	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	○	○	×	
32	芝山第一保育園	保育園	芝山3丁目10番4号	462-7575	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	

需給地点一覧

平成31年4月現在

数	施設(建物)名	業種及び用途	所在地	電話	需給地点	電気工作物の財産 分界点及び保安上の 責任分界点	太陽光発 電設備	蓄熱設備	自動検針 装置	2回線受電 (本線予備電 源線方式)	その他 特記事項
33	小室保育園	保育園	小室町3,305番地	457-1717	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	○	○	×	
34	青少年センター、海神第二保育園等複合施設	保育園	本町1丁目23番7号	431-2315	船橋市が施設した第2号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
35	本町保育園	保育園	本町6丁目7番18号	424-7011	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
36	海神第一保育園	保育園	海神2丁目13番25号	448-4899	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
37	中央保育園	保育園	本町4丁目17番21号	422-2462	東京電力が施設した供給用配電箱内の東京電力の母線と船橋市の断路器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
38	保健福祉センター	保健福祉施設	北本町1-16-55	409-3688	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	○	×	○	×	
39	農業センター等複合施設	農業施設	金堀町522番地1	457-7481	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
40	運動公園	スポーツ施設	夏見台6丁目4-1	438-4461	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
41	運動公園 体育館	スポーツ施設	夏見台6丁目4-1	438-4461	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
42	法典公園 <グラスポ>等複合施設	スポーツ施設	藤原5丁目9番10号	438-3500	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
43	船橋駅南口地下駐車場	駐車場	本町1丁目3番1号	424-7029	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	不明	○	×	
44	消防局中央消防署合同庁舎、消防指令センター、職員研修所 複合施設	消防署、事務室	湊町2丁目6番10号	435-8664	東京電力が施設した供給用配電箱内の東京電力の母線と船橋市の断路器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
45	東消防署 前原分署	消防署	前原西1丁目6番1号	478-3032	東京電力が施設した供給用配電箱内の東京電力の母線と船橋市の断路器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
46	西部消防保健センター	消防署、保健福祉施設等	本郷町457番地1	047-302-2626	東京電力が施設した供給用配電箱内の東京電力の母線と船橋市の断路器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	○	○	×	
47	総合教育センター等複合施設	学習施設	東町834番地	422-7730	東京電力が施設した供給用配電箱内の東京電力の母線と船橋市の断路器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
48	郷土資料館	展示施設	薬円台4丁目25-19	465-9680	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
49	一宮少年自然の家	宿泊施設	長生郡一宮町東浪見7,493番地の2	0475-42-5711	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
50	青少年会館	集会所	若松3丁目3番地の4	434-5891	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
51	中央公民館、市民文化ホール 複合施設	公民館、文化ホール	本町2丁目2番5号	434-5551	東京電力が施設した供給用配電箱内の東京電力の母線と船橋市の断路器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
52	宮本公民館等複合施設	公民館、児童館等	宮本6丁目18番1号	424-9840	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
53	海神公民館	公民館	海神6丁目3番36号	420-1001	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	○	○	×	
54	浜町公民館等複合施設	公民館等	浜町2丁目1番15号	434-1405	東京電力が施設した供給用配電箱内の東京電力の母線と船橋市の断路器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
55	東部公民館、消防団第十三分団2班器庫(前原西)等複合施設	公民館、出張所等	前原西2丁目21番21号(公民館)、前原西2丁目21番20号(分団器庫)	477-7171	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	○	○	×	
56	飯山満公民館	公民館	飯山満町1丁目950番地の3	424-4311	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
57	薬円台公民館等複合施設	公民館、児童館等	薬円台5丁目18番1号	469-4535	東京電力が施設した供給用配電箱内の東京電力の母線と船橋市の断路器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
58	西部公民館等複合施設	公民館、児童館等	本中山1丁目6番6号	047-333-5415	東京電力が施設した供給用配電箱内の東京電力の母線と船橋市の断路器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
59	丸山公民館	公民館	丸山5丁目19番6号	439-0118	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
60	塚田公民館等複合施設	公民館、児童館等	前貝塚町601番地の1	438-2610	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
61	法典公民館等複合施設	公民館、出張所	藤原7丁目33番7号	438-3203	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	○	×	○	×	
62	西船レックス(葛船公民館)	公民館	西船3丁目6番25-201号	437-5072	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
63	北部公民館等複合施設	公民館、出張所	豊富町4番地	457-0433	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	○	×	○	×	
64	八木が谷公民館	公民館	八木が谷2丁目14番6号	448-5030	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
65	三咲公民館等複合施設	公民館、児童館等	三咲3丁目5番10号	448-3291	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	

需給地点一覧

平成31年4月現在

数	施設(建物)名	業種及び用途	所在地	電話	需給地点	電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点	太陽光発電設備	蓄熱設備	自動検針装置	2回線受電(本線予備電源線方式)	その他特記事項
66	松が丘公民館	公民館	松が丘4丁目32番2号	468-3750	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
67	小室センター	公民館、児童館等	小室町3,308番地	457-5144	東京電力が施設した供給用配電箱内の東京電力側の母線と船橋市の断路器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	○	○	×	
68	坪井公民館	公民館	坪井町1371番地	402-0271	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	○	×	○	×	
69	高根台公民館等複合施設	公民館、出張所等	高根台1丁目2番5号	461-7061	東京電力が施設した供給用配電箱内の東京電力側の母線と船橋市の断路器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
70	夏見公民館	公民館	夏見2丁目29番1号	423-5119	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
71	高根公民館	公民館	高根町2,885番地の3	438-4112	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
72	新高根公民館等複合施設	公民館、児童館等	新高根1丁目12番9号	469-4944	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
73	東図書館等複合施設	図書館、公民館	習志野台5丁目1番1号	463-3611	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
74	北図書館等複合施設	図書館、公民館等	二和東5丁目26番1号	448-4899	東京電力が施設した供給用配電箱内の東京電力側の母線と船橋市の断路器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
75	西図書館	図書館	西船1丁目20番50号	431-4385	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	○	×	○	×	
76	高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)	スポーツ施設	高瀬町56番地1	438-4461	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
77	清掃センター	事務所	東町896番地2	424-0151	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	
78	西浦処理場	し尿処理場	西浦1丁目4番1号	435-6117	船橋市が施設した第1号柱上の東京電力の架空引込線と船橋市の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	×	×	○	×	

供給地点特定番号・計量日等

	施設名	施設住所	供給地点特定番号	基準検針日 (地区番号)	計量日
1	本庁舎	湊町2丁目10番25号	03-1011-2050-2990-7520-1008		1日
2	分庁舎	湊町2丁目1番4号	03-1011-2050-2012-0110-4018	23日	22日
3	庁舎別館	湊町2丁目8番11号	03-1011-2050-2012-0811-1028	23日	22日
4	福祉ビル	本町2丁目7番8号	03-1011-2050-2362-0710-8018	24日	23日
5	二宮出張所[庁]	滝台1丁目1番20号	03-1011-2050-2881-0112-0028	9日	8日
6	芝山出張所[庁] 等複合施設	芝山3丁目10番8号	03-1011-2050-2743-1010-8018	9日	8日
7	西船橋出張所 等複合施設	西船4丁目17番3号	03-1011-2050-2094-1710-5018	25日	24日
8	三山市民センター 等複合施設	三山8丁目19番1号	03-1011-2051-6298-1910-0038	10日	9日
9	船橋スカイビル(男女共同参画センター)	宮本2丁目1番4号	03-1011-2050-2332-5130-0048	23日	22日
10	中央老人福祉センター	夏見台1丁目11番3号	03-1011-2050-2511-1110-3018	22日	20日
11	北部福祉会館 等複合施設	三咲7丁目24番1号	03-1011-2050-2447-2410-1018	12日	11日
12	西部福祉会館 等複合施設	藤原3丁目2番15号	03-1011-2050-2003-0210-0018	1日	2日
13	南部福祉会館 等複合施設	湊町1丁目11番19号	03-1011-2050-2011-1110-0018	8日	6日
14	社会福祉会館 等複合施設	薬円台5丁目31番1号	03-1011-2050-2735-3110-1028	17日	16日
15	ケア・リハビリセンター等複合施設	飯山満町2丁目519番地3	03-1011-2050-2282-3240-1808	9日	8日
16	看護専門学校	金杉1丁目28番7号	03-1011-2050-2531-2810-7018	8日	6日
17	身体障害者福祉作業所太陽, 身体障害者福祉ホーム若葉 複合施設	二和西5丁目7番17号	03-1011-2050-2455-0711-7018	11日	10日
18	海神児童ホーム、西簡易マザーズホーム、老人憩いの家 複合施設	海神町2丁目264番地5	03-1011-2050-2052-0320-0558	26日	25日
19	宮本第一保育園	宮本6丁目26番27号	03-1011-2050-2336-2612-7018	23日	22日
20	浜町保育園	浜町1丁目1番1号	03-1011-2050-2381-0110-1068	23日	22日
21	若松保育園	若松2丁目6番3号	03-1011-2050-2870-8130-0048	23日	22日
22	湊町保育園	湊町1丁目16番23号	03-1011-2050-2048-0802-9516	23日	22日
23	千鳥保育園	南本町13番1号	03-1011-2050-2033-1310-1018	26日	25日
24	西船保育園	西船6丁目1番24号	03-1011-2050-2096-0112-4018	25日	24日

供給地点特定番号・計量日等

	施設名	施設住所	供給地点特定番号	基準検針日 (地区番号)	計量日
25	本中山保育園	本中山5丁目6番1号	03-1011-2050-3685-0610-1028	22日	20日
26	行田保育園	行田3丁目1番2号	03-1011-2050-2413-0110-2018	25日	24日
27	高根保育園	新高根4丁目19番2号	03-1011-2050-2794-1910-2018	8日	6日
28	二宮保育園	前原西6丁目1番12号	03-1011-2050-2306-0111-2018	18日	17日
29	習志野台第一保育園	習志野台2丁目50番3号	03-1011-2050-2048-0803-8667	10日	9日
30	習志野台第二保育園	習志野台6丁目7番1号	03-1011-2050-2556-0710-1028	15日	13日
31	高根台保育園	高根台2丁目2番2号	03-1011-2050-2810-2530-0058	15日	13日
32	芝山第一保育園	芝山3丁目10番4号	03-1011-2050-2743-1010-4018	9日	8日
33	小室保育園	小室町3305番地	03-1011-2050-2650-1020-0038	12日	11日
34	青少年センター、海神第二 保育園等複合施設	本町1丁目23番7号	03-1011-2050-2361-2310-7058	24日	23日
35	本町保育園	本町6丁目7番18号	03-1011-2050-2048-1108-7818	22日	20日
36	海神第一保育園	海神2丁目13番25号	03-1011-2050-2048-1206-2198	24日	23日
37	中央保育園	本町4丁目17番21号	03-1011-2050-2048-0709-7634	24日	23日
38	保健福祉センター	北本町1-16-55	03-1011-2050-2048-1004-1815	22日	20日
39	農業センター	金堀町522番地1	03-1011-2050-2219-0320-1278	12日	11日
40	運動公園	夏見台6丁目4-1	03-1011-2050-2516-0410-0018	22日	20日
41	運動公園 体育館	夏見台6丁目4-1	03-1011-2050-2516-0410-1018	22日	20日
42	法典公園 <グラスポ>	藤原5丁目9番10号	03-1011-2050-2005-0911-0018	1日	2日
43	船橋駅南口地下駐車場	本町1丁目3番1号	03-1011-2050-2361-0110-0058	24日	23日
44	消防局中央消防署合同庁 舎、消防指令センター、 職員研修所 複合施設	湊町2丁目6番10号	03-1011-2050-2012-0611-0018	23日	22日
45	東消防署 前原分署	前原西1丁目6番1号	03-1011-2050-2301-0610-1028	19日	18日
46	西部消防保健センター	本郷町457番地1	03-1011-2050-2150-0220-0918	26日	25日
47	総合教育センター 等複合 施設	東町834番地	03-1011-2050-2312-0420-0168	19日	18日
48	郷土資料館	薬円台4丁目25-19	03-1011-2050-2734-2511-9018	17日	16日

供給地点特定番号・計量日等

	施設名	施設住所	供給地点特定番号	基準検針日 (地区番号)	計量日
49	一宮少年自然の家	長生郡一宮町東浪見 7493番地の2	03-1011-2051-2355-3620-0018	17日	16日
50	青少年会館	若松3丁目3番地の4	03-1011-2050-2873-0310-4028	23日	22日
51	中央公民館 , 市民文化 ホール 複合施設	本町2丁目2番5号	03-1011-2050-2362-0210-5018	24日	23日
52	宮本公民館 等複合施設	宮本6丁目18番1号	03-1011-2050-2336-1810-1018	23日	22日
53	海神公民館	海神6丁目3番36号	03-1011-2050-2046-0310-0018	25日	24日
54	浜町公民館 等複合施設	浜町2丁目1番15号	03-1011-2050-2048-0805-2944	23日	22日
55	東部公民館 等複合施設	前原西2丁目21番21号 (公民館)、前原西2丁目 21番20号(分団器庫)	03-1011-2050-2302-2112-1018	19日	18日
56	飯山満公民館	飯山満町1丁目950番地 の3	03-1011-2050-2281-1120-0048	9日	8日
57	薬円台公民館 等複合施設	薬円台5丁目18番1号	03-1011-2050-2735-1810-1018	17日	16日
58	西部公民館 等複合施設	本中山1丁目6番6号	03-1011-2050-3048-0202-4557	22日	20日
59	丸山公民館	丸山5丁目19番6号	03-1011-2050-2775-1910-6018	4日	3日
60	塚田公民館 等複合施設	前貝塚町601番地の1	03-1011-2050-2172-0220-1418	1日	2日
61	法典公民館 等複合施設	藤原7丁目33番7号	03-1011-2050-2048-0605-3101	2日	2日
62	西船レックス(葛飾公民館)	西船3丁目6番25-201号	03-1011-2050-2093-5230-0048	25日	24日
63	北部公民館 等複合施設	豊富町4-4	03-1011-2050-2048-0905-1971	12日	11日
64	八木が谷公民館	八木が谷2丁目14番6号	03-1011-2050-2472-1410-6018	11日	10日
65	三咲公民館 等複合施設	三咲3丁目5番10号	03-1011-2050-2443-0511-0018	12日	11日
66	松が丘公民館	松が丘4丁目32番2号	03-1011-2050-2724-3210-2018	16日	15日
67	小室センター	小室町3308番地	03-1011-2050-2650-0520-0398	12日	11日
68	坪井公民館	坪井町1371番地	03-1011-2050-2048-0507-8121	16日	15日
69	高根台公民館 等複合施設	高根台1丁目2番5号	03-1011-2050-2711-0210-5018	15日	13日
70	夏見公民館	夏見2丁目29番1号	03-1011-2050-2502-2910-1018	22日	20日
71	高根公民館	高根町2885番地の3	03-1011-2050-2224-1020-1278	8日	6日
72	新高根公民館 等複合施設	新高根1丁目12番9号	03-1011-2050-2791-1210-9028	8日	6日

供給地点特定番号・計量日等

	施設名	施設住所	供給地点特定番号	基準検針日 (地区番号)	計量日
73	東図書館 等複合施設	習志野台5丁目1番1号	03-1011-2050-2555-0110-1018	16日	15日
74	北図書館 等複合施設	二和東5丁目26番1号	03-1011-2050-2465-2610-2018	11日	10日
75	西図書館	西船1丁目20番50号	03-1011-2050-2048-0906-1334	25日	24日
76	高瀬下水処理場上部運動 広場(タカスポ)	高瀬町56番地1	03-1011-2050-2048-1108-3505	23日	22日
77	清掃センター	東町896番地2	03-1011-2050-2312-0620-0628	19日	18日
78	西浦処理場	西浦1丁目4番1号	03-1011-2050-2991-2320-0019		1日

年間予定使用電力量(kW,kWh)

	施設(建物)名	契約電力	R1/10	R1/11	R1/12	R2/1	R2/2	R2/3	R2/4	R2/5	R2/6	R2/7	R2/8	R2/9	合計
1	本庁舎	1,600	283,620	288,990	314,000	389,500	421,630	324,720	297,960	275,370	303,770	344,100	329,620	337,370	3,910,650
2	分庁舎	66	8,340	7,170	9,450	11,260	12,530	11,670	7,860	7,590	9,110	9,120	12,430	8,840	115,370
3	庁舎別館	37	3,250	2,940	3,630	4,820	5,110	4,800	3,010	3,560	4,680	4,330	5,770	4,180	50,080
4	福祉ビル	79	7,680	7,050	8,950	11,680	14,500	12,370	7,890	8,440	12,630	14,030	17,200	11,820	134,240
5	二宮出張所[庁]	35	3,250	2,090	3,450	3,830	5,810	5,740	3,070	2,810	2,980	4,520	6,110	4,570	48,230
6	芝山出張所[庁] 等複合施設	48	5,050	3,460	4,440	5,320	8,010	7,580	3,810	3,600	4,110	5,540	8,340	6,750	66,010
7	西船橋出張所 等複合施設	50	4,330	4,100	4,600	5,570	6,800	5,090	3,660	3,990	5,580	5,970	6,240	4,550	60,480
8	三山市民センター 等複合施設	49	6,230	4,370	5,550	5,770	6,950	6,900	8,170	5,350	6,710	7,360	9,190	6,690	79,240
9	船橋スカイビル(男女共同参画センター)	33	4,090	2,920	3,500	3,930	4,270	4,100	3,090	3,510	4,890	5,150	6,730	5,080	51,260
10	中央老人福祉センター	86	6,440	5,670	6,970	9,850	12,110	11,540	6,270	5,450	9,110	10,300	12,060	9,000	104,770
11	北部福祉会館 等複合施設	142	25,320	21,590	27,080	29,380	33,470	32,380	26,660	25,530	25,640	26,760	29,820	26,520	330,150
12	西部福祉会館 等複合施設	165	22,960	15,300	18,690	23,540	34,540	34,440	25,450	17,520	12,040	16,910	22,800	19,870	264,060
13	南部福祉会館 等複合施設	98	11,600	9,220	12,080	15,910	16,270	15,160	11,070	10,740	13,320	13,730	17,220	14,270	160,590
14	社会福祉会館 等複合施設	97	12,700	11,180	13,210	13,070	13,630	14,330	11,920	13,590	13,100	12,270	16,570	13,940	159,510
15	ケア・リハビリセンター等複合施設	322	105,990	99,890	115,420	120,240	145,270	140,150	117,760	102,630	97,140	123,760	129,580	111,460	1,409,290
16	看護専門学校	158	13,350	10,680	11,100	12,720	17,330	14,830	12,780	11,780	12,150	16,100	21,060	18,720	172,600
17	身体障害者福祉作業所太陽、身体障害者福祉ホーム若葉 複合施設	65	6,440	5,330	6,650	7,350	10,810	10,050	6,340	5,780	6,480	9,050	10,550	8,510	93,340
18	海神児童ホーム、西簡易マザーズホーム、老人憩いの家 複合施設	34	5,640	3,140	4,080	4,010	4,260	3,960	3,750	6,060	10,790	10,930	11,430	9,480	77,530
19	宮本第一保育園	44	3,570	3,030	3,910	6,730	7,580	6,710	3,320	3,440	5,080	5,500	7,270	4,650	60,790
20	浜町保育園	50	4,470	3,740	4,300	6,500	7,790	7,120	3,930	3,930	5,510	6,050	7,700	4,820	65,860
21	若松保育園	47	3,830	3,550	4,700	8,340	9,370	8,140	3,970	3,990	5,950	6,400	8,220	5,340	71,800
22	湊町保育園	52	7,350	6,480	7,980	8,360	9,260	9,070	6,860	7,640	8,580	7,840	10,170	7,670	97,260
23	千鳥保育園	56	4,560	4,520	5,560	9,900	10,350	7,950	5,330	4,980	5,980	6,880	7,830	5,720	79,560
24	西船保育園	44	3,860	4,030	5,200	8,560	9,190	7,140	4,250	3,870	5,330	5,510	6,610	4,370	67,920
25	本中山保育園	45	3,810	3,210	4,380	6,800	7,790	7,180	3,900	3,470	5,250	5,960	7,290	5,250	64,290
26	行田保育園	57	4,430	4,610	6,120	9,620	10,900	8,620	5,410	4,810	6,760	7,710	9,370	6,290	84,650
27	高根保育園	52	4,540	3,170	4,190	5,770	8,840	8,430	4,880	3,780	4,280	6,250	8,180	6,630	68,940
28	二宮保育園	60	5,370	5,100	5,980	8,490	12,110	10,310	5,790	5,390	6,570	8,430	10,630	7,040	91,210

年間予定使用電力量(kW,kWh)

	施設(建物)名	契約電力	R1/10	R1/11	R1/12	R2/1	R2/2	R2/3	R2/4	R2/5	R2/6	R2/7	R2/8	R2/9	合計
29	習志野台第一保育園	46	9,700	9,050	10,290	9,690	10,440	10,570	9,260	10,010	9,500	8,990	10,410	9,270	117,180
30	習志野台第二保育園	43	3,320	2,670	3,420	4,850	6,580	6,060	3,210	2,830	3,710	5,130	5,870	4,700	52,350
31	高根台保育園	75	4,610	3,680	4,980	7,430	10,480	10,210	4,800	4,190	5,400	7,220	8,950	7,250	79,200
32	芝山第一保育園	58	4,660	3,680	4,900	6,530	10,170	9,650	5,280	4,510	4,010	6,080	8,570	7,000	75,040
33	小室保育園	46	3,680	3,010	4,160	5,620	8,110	7,010	3,700	3,060	3,830	5,800	6,640	5,480	60,100
34	青少年センター、海神第二保育園 等複合施設	51	3,810	3,500	4,510	6,980	7,950	6,600	3,820	4,060	6,220	6,960	8,350	5,470	68,230
35	本町保育園	27	4,400	3,970	4,520	4,380	4,390	4,560	4,220	4,300	4,670	4,320	5,040	4,470	53,240
36	海神第一保育園	50	7,970	6,110	7,240	6,630	7,940	8,280	7,080	8,060	7,820	6,910	8,690	7,580	90,310
37	中央保育園	38	6,660	3,140	7,240	6,790	7,460	7,120	6,410	7,260	7,080	6,130	7,820	6,600	79,710
38	保健福祉センター	172	50,050	44,400	47,620	50,110	53,820	53,360	46,640	47,330	55,050	57,900	63,680	53,140	623,100
39	農業センター	29	6,310	5,960	3,700	3,800	4,830	4,940	4,040	3,300	4,420	5,760	7,100	6,320	60,480
40	運動公園	277	16,450	15,590	14,560	15,850	19,370	18,650	17,170	22,100	18,560	17,220	17,900	15,240	208,660
41	運動公園 体育館	305	25,600	23,820	34,990	92,030	120,320	80,330	26,550	26,800	27,910	29,820	34,290	25,670	548,130
42	法典公園 <グラスポ>	124	16,190	13,820	13,880	14,640	21,740	23,330	16,550	15,710	15,720	15,490	19,390	16,620	203,080
43	船橋駅南口地下駐車場	91	32,450	31,250	32,700	35,680	37,660	36,850	35,040	33,630	31,820	33,180	34,320	30,920	405,500
44	消防局中央消防署合同庁舎、消防指令センター、職員研修所 複合施設	180	43,040	40,200	45,940	55,160	60,190	54,660	41,840	42,820	48,500	54,060	59,350	48,320	594,080
45	東消防署 前原分署	31	6,810	6,360	7,100	8,100	9,210	8,270	6,610	6,220	7,440	9,880	10,110	7,440	93,550
46	西部消防保健センター	136	20,960	20,660	25,770	35,270	37,470	32,850	23,890	24,440	37,320	44,040	45,850	34,310	382,830
47	総合教育センター 等複合施設	268	22,230	17,900	22,830	32,030	49,850	39,740	21,600	21,060	30,190	34,650	43,870	29,430	365,380
48	郷土資料館	32	4,160	3,340	4,020	4,300	6,700	5,530	3,070	2,950	5,230	6,320	7,570	5,920	59,110
49	一宮少年自然の家	98	10,080	7,010	8,660	18,330	28,230	21,370	11,250	8,910	7,730	10,270	6,070	6,400	144,310
50	青少年会館	34	4,290	3,530	5,480	6,240	7,330	6,920	4,930	3,880	5,740	4,840	6,200	5,450	64,830
51	中央公民館、市民文化ホール 複合施設	338	60,140	57,120	71,250	78,290	81,740	73,850	66,090	58,900	60,190	51,880	64,130	45,490	769,070
52	宮本公民館 等複合施設	85	9,550	10,620	16,600	18,850	18,660	18,400	15,030	10,040	11,780	10,570	15,370	11,160	166,630
53	海神公民館	120	8,790	8,310	11,310	15,740	14,930	14,260	10,390	8,650	12,150	12,470	14,540	9,370	140,910
54	浜町公民館 等複合施設	50	5,750	5,200	6,320	6,240	6,160	6,860	6,990	6,040	6,030	5,780	7,190	6,150	74,710
55	東部公民館 等複合施設	64	9,430	10,280	12,470	14,630	16,430	16,380	11,820	9,040	10,610	11,670	14,430	11,800	148,990
56	飯山満公民館	30	5,770	4,520	6,750	7,810	8,990	8,690	7,460	6,120	5,270	5,900	7,240	6,320	80,840
57	薬円台公民館 等複合施設	77	13,820	12,260	16,680	18,160	19,130	19,950	16,010	14,990	14,670	12,380	15,960	13,640	187,650

年間予定使用電力量(kW,kWh)

	施設(建物)名	契約電力	R1/10	R1/11	R1/12	R2/1	R2/2	R2/3	R2/4	R2/5	R2/6	R2/7	R2/8	R2/9	合計
58	西部公民館 等複合施設	75	14,530	13,260	15,350	15,410	15,620	16,250	15,380	14,790	15,410	14,100	17,020	15,120	182,240
59	丸山公民館	43	4,340	3,750	4,130	4,910	7,170	6,310	5,150	4,610	3,860	4,330	5,070	4,520	58,150
60	塚田公民館 等複合施設	28	4,800	4,230	4,450	4,990	5,500	5,590	5,100	4,850	4,560	4,940	5,560	5,140	59,710
61	法典公民館 等複合施設	48	6,220	6,110	6,610	7,490	7,570	7,250	7,550	7,300	5,390	6,410	7,100	7,110	82,110
62	西船レックス(葛飾公民館)	107	7,120	7,670	11,140	18,270	16,710	15,370	11,390	7,830	13,930	13,710	16,730	11,370	151,240
63	北部公民館 等複合施設	52	6,680	5,490	5,940	6,820	7,570	8,280	7,770	7,770	7,740	7,640	8,190	8,050	87,940
64	八木が谷公民館	35	6,370	5,850	8,200	6,790	9,940	9,340	8,940	6,530	6,780	6,810	7,760	7,040	90,350
65	三咲公民館 等複合施設	42	8,150	7,300	8,470	8,420	8,750	8,660	8,810	8,230	8,710	7,910	9,340	8,030	100,780
66	松が丘公民館	81	6,010	4,240	5,690	7,890	9,630	8,580	5,980	5,280	7,680	9,780	12,150	8,550	91,460
67	小室センター	51	6,010	5,110	6,490	7,710	11,970	10,470	6,480	5,650	5,710	7,220	8,750	7,510	89,080
68	坪井公民館	42	9,530	8,660	10,200	10,960	10,890	11,150	10,360	9,820	10,480	9,210	10,580	9,170	121,010
69	高根台公民館 等複合施設	108	20,840	20,080	25,470	25,790	27,130	28,210	24,960	23,450	21,300	19,100	22,980	20,840	280,150
70	夏見公民館	31	3,230	2,910	3,340	3,310	3,400	3,550	3,540	3,580	3,780	3,230	4,390	3,430	41,690
71	高根公民館	25	5,070	4,270	5,450	5,910	6,730	6,780	6,020	5,130	5,100	4,780	5,610	4,890	65,740
72	新高根公民館 等複合施設	102	8,970	5,250	6,340	7,980	13,060	10,780	7,620	5,900	7,430	11,230	16,040	12,870	113,470
73	東図書館 等複合施設	185	20,150	16,170	20,680	26,330	36,430	32,020	19,870	17,460	24,200	30,580	38,320	25,860	308,070
74	北図書館 等複合施設	291	43,440	38,080	68,480	70,570	95,980	93,050	71,020	54,340	49,520	56,440	67,000	56,670	764,590
75	西図書館	138	27,430	27,010	31,860	40,170	43,550	37,590	28,170	23,770	29,600	31,610	41,710	33,170	395,640
76	高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)	63	3,490	3,640	3,730	3,390	3,100	3,920	5,420	6,330	5,490	4,830	6,370	4,630	54,340
77	清掃センター	34	7,280	7,330	8,000	8,210	8,880	8,790	8,390	7,730	7,880	8,130	8,390	7,660	96,670
	対象施設合計 (西浦処理場除く)	8,227	1,222,410	1,123,900	1,345,080	1,638,300	1,912,340	1,687,670	1,316,830	1,210,160	1,326,640	1,460,070	1,639,950	1,387,960	17,271,310
78	西浦処理場 ピーク時間	504	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28,820	29,940	24,370	83,130
	夏季昼間時間		0	0	0	0	0	0	0	0	0	93,760	96,550	77,990	268,300
	その他季昼間時間		114,990	104,540	112,210	109,080	105,380	120,610	126,170	114,970	132,120	0	0	0	1,040,070
	夜間時間		94,200	92,150	107,560	104,310	93,800	111,510	122,200	115,380	106,870	109,040	103,170	99,870	1,260,060
	西浦処理場 合計		209,190	196,690	219,770	213,390	199,180	232,120	248,370	230,350	238,990	231,620	229,660	202,230	2,651,560
	総合計	8,731	1,431,600	1,320,590	1,564,850	1,851,690	2,111,520	1,919,790	1,565,200	1,440,510	1,565,630	1,691,690	1,869,610	1,590,190	19,922,870

西浦処理場除く その他季(R1.10~R2.6): 12,783,330

西浦処理場除く 夏季(R2.7~R2.9): 4,487,980

年間使用電力量実績(kW,kWh)

平成31年4月時点

	施設(建物)名	契約電力	H30/4	H30/5	H30/6	H30/7	H30/8	H30/9	H30/10	H30/11	H30/12	H31/1	H31/2	H31/3	合計	備考
1	本庁舎	1,600	286,493	291,910	317,174	393,442	425,890	328,003	300,974	278,155	306,847	347,585	332,957	340,778	3,950,208	直近最大電力 1,512kW
2	分庁舎	66	8,430	7,245	9,552	11,378	12,666	11,795	7,943	7,674	9,211	9,218	12,563	8,933	116,608	
3	庁舎別館	37	3,284	2,975	3,667	4,876	5,162	4,850	3,047	3,605	4,735	4,376	5,831	4,224	50,632	
4	福祉ビル	79	7,759	7,128	9,042	11,799	14,652	12,498	7,978	8,528	12,766	14,175	17,374	11,940	135,639	
5	二宮出張所[庁]	35	3,284	2,114	3,491	3,871	5,874	5,802	3,105	2,843	3,011	4,570	6,179	4,620	48,764	
6	芝山出張所[庁] 等複合施設	48	5,108	3,497	4,488	5,379	8,098	7,661	3,852	3,642	4,152	5,605	8,430	6,820	66,732	
7	西船橋出張所 等複合施設	50	4,377	4,148	4,651	5,631	6,877	5,142	3,706	4,031	5,637	6,032	6,313	4,602	61,147	
8	三山市民センター 等複合施設	49	6,300	4,418	5,611	5,835	7,021	6,978	8,260	5,412	6,781	7,442	9,290	6,760	80,108	
9	船橋スカイビル(男女共同参画センター)	33	4,135	2,953	3,540	3,978	4,321	4,149	3,122	3,547	4,945	5,207	6,808	5,136	51,841	
10	中央老人福祉センター	86	6,508	5,733	7,048	9,956	12,239	11,664	6,336	5,515	9,207	10,406	12,188	9,100	105,900	
11	北部福祉会館 等複合施設	142	25,583	21,814	27,361	29,685	33,809	32,712	26,936	25,797	25,905	27,040	30,128	26,791	333,561	
12	西部福祉会館 等複合施設	165	23,196	15,458	18,884	23,784	34,891	34,797	25,711	17,702	12,165	17,082	23,037	20,073	266,780	
13	南部福祉会館 等複合施設	98	11,723	9,317	12,211	16,072	16,442	15,317	11,187	10,850	13,462	13,876	17,397	14,417	162,271	
14	社会福祉会館 等複合施設	97	12,833	11,301	13,349	13,210	13,772	14,479	12,047	13,731	13,236	12,398	16,742	14,083	161,181	
15	ケア・リハビリセンター等複合施設	322	107,066	100,899	116,589	121,461	146,742	141,571	118,958	103,670	98,129	125,011	130,896	112,591	1,423,583	
16	看護専門学校	158	13,493	10,796	11,213	12,851	17,513	14,984	12,915	11,902	12,279	16,268	21,279	18,910	174,403	
17	身体障害者福祉作業所太陽, 身体障害者福祉ホーム若葉 複合施設	65	6,508	5,387	6,720	7,429	10,927	10,154	6,414	5,844	6,548	9,146	10,664	8,596	94,337	
18	海神児童ホーム, 西簡易マザーズホーム, 老人憩いの家 複合施設	34	5,703	3,181	4,131	4,053	4,308	4,010	3,794	6,129	10,899	11,046	11,547	9,585	78,386	
19	宮本第一保育園	44	3,614	3,064	3,953	6,805	7,663	6,787	3,363	3,480	5,132	5,556	7,350	4,706	61,473	
20	浜町保育園	50	4,521	3,786	4,353	6,566	7,872	7,197	3,977	3,978	5,574	6,119	7,780	4,870	66,593	
21	若松保育園	47	3,870	3,588	4,757	8,425	9,468	8,229	4,017	4,040	6,020	6,471	8,311	5,395	72,591	
22	湊町保育園	52	7,429	6,547	8,061	8,446	9,359	9,168	6,931	7,721	8,668	7,925	10,275	7,756	98,286	
23	千鳥保育園	56	4,608	4,574	5,621	10,009	10,458	8,040	5,389	5,032	6,048	6,950	7,918	5,786	80,433	
24	西船保育園	44	3,899	4,077	5,253	8,654	9,287	7,222	4,293	3,914	5,391	5,573	6,682	4,417	68,662	
25	本中山保育園	45	3,852	3,249	4,434	6,876	7,870	7,261	3,945	3,514	5,304	6,030	7,366	5,305	65,006	
26	行田保育園	57	4,478	4,664	6,189	9,722	11,016	8,715	5,468	4,861	6,830	7,796	9,470	6,360	85,569	
27	高根保育園	52	4,590	3,203	4,239	5,831	8,932	8,516	4,933	3,820	4,328	6,315	8,271	6,702	69,680	
28	二宮保育園	60	5,434	5,156	6,047	8,585	12,235	10,415	5,849	5,450	6,642	8,517	10,744	7,113	92,187	
29	習志野台第一保育園	46	9,808	9,147	10,395	9,788	10,553	10,685	9,357	10,118	9,604	9,082	10,522	9,373	118,432	
30	習志野台第二保育園	43	3,363	2,701	3,460	4,905	6,654	6,126	3,249	2,862	3,757	5,190	5,935	4,754	52,956	

年間使用電力量実績(kW,kWh)

平成31年4月時点

	施設(建物)名	契約電力	H30/4	H30/5	H30/6	H30/7	H30/8	H30/9	H30/10	H30/11	H30/12	H31/1	H31/2	H31/3	合計	備考
31	高根台保育園	75	4,665	3,724	5,039	7,506	10,591	10,317	4,855	4,234	5,455	7,301	9,044	7,324	80,055	
32	芝山第一保育園	58	4,712	3,726	4,958	6,600	10,275	9,751	5,334	4,560	4,052	6,149	8,659	7,077	75,853	
33	小室保育園	46	3,726	3,043	4,206	5,683	8,194	7,084	3,743	3,098	3,872	5,863	6,712	5,543	60,767	
34	青少年センター、海神第二保育園 等複合施設	51	3,849	3,542	4,562	7,052	8,040	6,668	3,864	4,105	6,288	7,040	8,435	5,532	68,977	
35	本町保育園	27	4,445	4,014	4,575	4,433	4,442	4,613	4,269	4,348	4,725	4,371	5,091	4,516	53,842	
36	海神第一保育園	50	8,056	6,175	7,319	6,704	8,022	8,371	7,153	8,148	7,901	6,982	8,787	7,665	91,283	
37	中央保育園	38	6,731	3,173	7,323	6,866	7,544	7,193	6,479	7,339	7,157	6,194	7,899	6,671	80,569	
38	保健福祉センター	172	50,565	44,855	48,104	50,625	54,368	53,904	47,116	47,810	55,609	58,490	64,327	53,684	629,457	
39	農業センター	29	6,374	6,023	3,739	3,845	4,886	4,992	4,083	3,335	4,473	5,824	7,176	6,390	61,140	
40	運動公園	277	16,621	15,749	14,713	16,012	19,574	18,846	17,353	22,330	18,748	17,398	18,085	15,394	210,823	
41	運動公園 体育館	305	25,867	24,067	35,348	92,968	121,544	81,146	26,821	27,073	28,196	30,125	34,640	25,937	553,732	
42	法典公園 <グラスポ>	124	16,355	13,964	14,028	14,788	21,961	23,572	16,723	15,869	15,886	15,654	19,588	16,796	205,184	
43	船橋駅南口地下駐車場	91	32,779	31,568	33,038	36,044	38,042	37,225	35,404	33,976	32,150	33,521	34,673	31,236	409,656	
44	消防局中央消防署合同庁舎、消防指令センター、職員研修所 複合施設	180	43,478	40,609	46,409	55,718	60,804	55,216	42,271	43,257	48,999	54,610	59,956	48,816	600,143	
45	東消防署 前原分署	31	6,881	6,426	7,174	8,183	9,306	8,363	6,681	6,283	7,521	9,984	10,222	7,522	94,546	
46	西部消防保健センター	136	21,174	20,874	26,038	35,627	37,856	33,185	24,140	24,696	37,705	44,485	46,317	34,664	386,761	
47	総合教育センター 等複合施設	268	22,463	18,085	23,068	32,356	50,355	40,145	21,821	21,281	30,503	35,001	44,319	29,737	369,134	
48	郷土資料館	32	4,203	3,382	4,067	4,350	6,770	5,592	3,107	2,987	5,284	6,386	7,652	5,981	59,761	
49	一宮少年自然の家	98	10,185	7,084	8,752	18,519	28,523	21,594	11,373	9,001	7,813	10,377	6,134	6,470	145,825	
50	青少年会館	34	4,340	3,569	5,544	6,304	7,406	6,992	4,985	3,922	5,805	4,892	6,271	5,512	65,542	
51	中央公民館、市民文化ホール 複合施設	338	60,750	57,702	71,976	79,081	82,574	74,604	66,759	59,496	60,804	52,409	64,781	45,957	776,893	
52	宮本公民館 等複合施設	85	9,655	10,732	16,769	19,046	18,858	18,589	15,185	10,151	11,904	10,682	15,533	11,281	168,385	
53	海神公民館	120	8,880	8,396	11,429	15,908	15,086	14,411	10,495	8,740	12,280	12,599	14,691	9,470	142,385	
54	浜町公民館 等複合施設	50	5,816	5,256	6,388	6,306	6,230	6,938	7,068	6,108	6,092	5,840	7,265	6,216	75,523	
55	東部公民館 等複合施設	64	9,529	10,391	12,602	14,780	16,605	16,554	11,943	9,134	10,723	11,796	14,577	11,928	150,562	
56	飯山満公民館	30	5,832	4,570	6,827	7,892	9,087	8,781	7,541	6,191	5,328	5,968	7,316	6,385	81,718	
57	薬円台公民館 等複合施設	77	13,962	12,384	16,853	18,351	19,326	20,161	16,178	15,142	14,825	12,513	16,122	13,778	189,595	
58	西部公民館 等複合施設	75	14,685	13,395	15,513	15,569	15,779	16,416	15,540	14,943	15,570	14,246	17,196	15,279	184,131	
59	丸山公民館	43	4,391	3,792	4,174	4,969	7,246	6,375	5,207	4,663	3,907	4,374	5,130	4,566	58,794	
60	塚田公民館 等複合施設	28	4,852	4,274	4,496	5,044	5,560	5,653	5,161	4,905	4,610	4,996	5,619	5,195	60,365	
61	法典公民館 等複合施設	48	6,288	6,175	6,679	7,570	7,650	7,324	7,634	7,377	5,452	6,476	7,175	7,190	82,990	

年間使用電力量実績(kW,kWh)

平成31年4月時点

	施設(建物)名	契約電力	H30/4	H30/5	H30/6	H30/7	H30/8	H30/9	H30/10	H30/11	H30/12	H31/1	H31/2	H31/3	合計	備考
62	西船レックス(葛飾公民館)	107	7,195	7,753	11,256	18,464	16,883	15,529	11,509	7,916	14,080	13,849	16,903	11,490	152,827	
63	北部公民館 等複合施設	52	6,748	5,551	6,006	6,897	7,650	8,373	7,850	7,855	7,819	7,725	8,274	8,139	88,887	
64	八木が谷公民館	35	6,435	5,916	8,291	6,863	10,046	9,437	9,038	6,604	6,858	6,880	7,845	7,114	91,327	
65	三咲公民館 等複合施設	42	8,237	7,375	8,563	8,506	8,845	8,748	8,899	8,321	8,798	7,994	9,437	8,118	101,841	
66	松が丘公民館	81	6,080	4,287	5,748	7,977	9,729	8,673	6,043	5,343	7,762	9,885	12,282	8,646	92,455	
67	小室センター	51	6,076	5,169	6,559	7,795	12,101	10,585	6,548	5,717	5,769	7,300	8,846	7,587	90,052	
68	坪井公民館	42	9,633	8,757	10,312	11,080	11,002	11,269	10,470	9,921	10,586	9,306	10,693	9,271	122,300	
69	高根台公民館 等複合施設	108	21,052	20,286	25,733	26,056	27,412	28,499	25,218	23,691	21,523	19,303	23,214	21,054	283,041	
70	夏見公民館	31	3,270	2,943	3,383	3,352	3,441	3,595	3,578	3,622	3,821	3,268	4,442	3,470	42,185	
71	高根公民館	25	5,130	4,314	5,513	5,972	6,808	6,850	6,086	5,187	5,154	4,831	5,670	4,945	66,460	
72	新高根公民館 等複合施設	102	9,064	5,309	6,409	8,069	13,193	10,894	7,705	5,968	7,510	11,346	16,211	13,002	114,680	
73	東図書館 等複合施設	185	20,359	16,338	20,892	26,603	36,806	32,349	20,074	17,640	24,446	30,897	38,717	26,129	311,250	
74	北図書館 等複合施設	291	43,885	38,474	69,181	71,288	96,950	93,990	71,740	54,893	50,029	57,015	67,684	57,252	772,381	
75	西図書館	138	27,713	27,284	32,189	40,585	43,990	37,978	28,464	24,016	29,902	31,934	42,140	33,512	399,707	
76	高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)	63	3,528	3,680	3,772	3,428	3,135	3,968	5,478	6,397	5,546	4,879	6,436	4,682	54,929	
77	清掃センター	34	7,362	7,414	8,084	8,298	8,974	8,887	8,482	7,810	7,960	8,220	8,480	7,740	97,711	
	対象施設合計 (西浦処理場除く)	8,227	1,235,125	1,135,599	1,359,085	1,655,234	1,932,040	1,705,126	1,330,524	1,222,770	1,340,413	1,475,185	1,656,913	1,402,359	17,450,373	
78	西浦処理場 ピーク	504	0	0	0	29,114	30,245	24,622	0	0	0	0	0	0	83,981	直近最大電力 499kW
	夏季昼間		0	0	0	94,709	97,534	78,780	0	0	0	0	0	0	271,023	
	その他季昼間		127,450	116,141	133,462	0	0	0	116,160	105,600	113,350	110,190	106,450	121,830	1,050,633	
	夜間		123,444	116,546	107,959	110,150	104,213	100,882	95,160	93,090	108,650	105,370	94,750	112,640	1,272,854	
	西浦処理場 合計		250,894	232,687	241,421	233,973	231,992	204,284	211,320	198,690	222,000	215,560	201,200	234,470	2,678,491	
	総 合 計	8,731	1,486,019	1,368,286	1,600,506	1,889,207	2,164,032	1,909,410	1,541,844	1,421,460	1,562,413	1,690,745	1,858,113	1,636,829	20,128,864	

01-0 0-0 8

273-0011
船橋市 湊町
2丁目10-25

船橋市役所 財産管理課 様

株式会社



返戻先

株式会社

船橋市

0120- -

～おかけ間違いにお気をつけ下さい。～

電気料金等請求書
(Electric bills)

毎度ご利用いただきありがとうございます。平成 年 2月分の電気料金等を下記のとおりご請求させていただきます。

船橋市
本庁舎 様

ご請求金額	円
うち消費税等相当額	円

ご使用場所	船橋市 湊町2丁目10-25		
地区番号	お客さま番号	地点番号 -	
お支払期限日	平成 年 月 日		

○ご契約内容	契約種別	高圧 電力	使用期間	2月 1日 ~ 2月28日
	契約電力	主契約		
	供給電圧	主契約		
		6kV		
○ご使用実績	使用電力量	合計	kWh	最大需要電力 kW

託送料金相当額 円 左記は、託送供給約款の時間帯別接続送電サービス等に基づき算定した参考値です。
ご請求金額には、法律で定められた使用済燃料再処理等発電電費相当額 (0. 円/kWh) を含んでおります。

・ お支払いの際は、このシシ目より切り取りご持参下さい。

・ ご請求金額には、電源開発促進税相当額 (0. 円/kWh) を含んでおります。

(D) 電気料金等払込取扱票 (払込通知票)

日 振 番 号	0
金額	00010000000000000000
入金日	19003000000000000017

船橋市役所 課 様

(C) 電気料金等払込票兼受領証

(A) 電気料金等領収証

年月分	-
金額	00010000000000000000
うち消費税等相当額	
お支払人氏名	船橋市役所 課 様
お支払人氏名	船橋市 財産管理課 様
お支払期限日	月 日
お問い合わせ先	0120- -

電気料金内訳書

お客さま番号 契約種別 高圧 電力		当月のお客さまのご契約内容は記載のとおりです。内容をご確認の上、ご不明な点がございましたらお早めにご連絡ください。 なお、記載されていない事項につきましては、ご契約に応じた約款によります。		
料金項目	単価(税込)	k W / k W h	金額(円)	備 考
基本料金				力率 99%
電力量料金				28日間
・ピーク時間				
・夏季昼間時間				
・他季昼間時間				
・夜間時間				
・燃料費調整額				
再エネ発電賦課金				再エネ発電賦課金は円未満を切り捨てます。
				燃料費調整率のお知らせ(1kWhあたり、税込)
				* 月(当月)分 円 *
				* 月(翌月)分 円 *
				* 翌月分は当月分に比べ 円 *

○基本料金は、当月の力率が85%を上回る場合は割引し、下回る場合は割増して計算しています。

ご利用いただき
ありがとうございます
日紙は、電気料金等を
払いいただくための払
戻書です。
お支払い場所にご
持参のうえ、
日紙をお支払いください。
手数料は当社が負担
いたします。

払いについてのご案内]

※支払期限日は、原
として、検針日の翌日
より30日となります。

※支払期限日を過ぎ
※支払いただいた場
合、電気料金に対して
0.0%(1日あたり約
0.3%)の遅延利息をお
払いいただくことがあ
ります。お支払期限日
金融機関・ゆうちょ
または郵便局でお支
払いになった場合は、
用のお問い合わせ先ま
でご連絡をお願いします。

領を訂正したもの及び
日附印のないもの、
またはお振込の小切手が
裏となった場合は、
領収証は無効です。

ゆうちょ銀行または郵便局
をご利用のお客さまへ

(ご注意)

- この用紙は、機械で処理
しますので、汚したり、
折り曲げたりしないで
ください。
- この用紙は、ゆうちょ銀
行又は郵便局の払込機
能付きATMでもご利用
いただけます。
- この払込書を、ゆうちょ
銀行又は郵便局の渉外員
にお預けになるときは、
引換えに預り証を必ずお
受け取りください。
- ご依頼人様からご提出
いただきました払込書に記
載されたおとご、おなま
え等は、加入者様に通
知する場合があります。
- この受領証は、払込みの証
となるものですから大
切に保管してください。

収入印紙

課税相当額以上

貼付



お支払い場所

○お払い込みは、下記の金融機関等をお願いいたします。

銀行

あおぞら、足利、大垣共立、神奈川、群馬、京葉、埼玉りそな、静岡、静岡中央、清水、常陽、新生、スルガ
五、第四、筑邦、千葉、千葉興業、筑波、東京スター、東京都市、東和、栃木、南都、八十二、東日本、北越、
北洋、北陸、北海道、三井、みずほ、みずほ信託、三井住友信託、三菱東京UFJ、三菱UFJ信託、武
蔵野、八千代、山梨中央、横浜、りそな、の各銀行本支店

信用金庫

あ、アイオー、宮木、朝日、足利小山、足立成和、沼梅、大田原、かながわ、瀬沼相互、魚行、島山、川口、川崎、
北群馬、桐生、興産、甲府、小松川、西京、埼玉、さがみ、佐野、佐原、さきやかしずおか、芝しののめ、浦
南、城南、城北、昭和、東鴨、西武、恵田谷、高崎、瀬野川、館林、館山、多摩、千葉、中栄、中南、銚子、東栄、東
京、東京三協、東京シティ、東京東、東京ベイ、栃木、利根郡、沼津、飯能、平塚、富士、富士宮、三島、
水戸、目黒、山梨、結城、横浜、の各信用金庫本支店

信用組合

あ、あかぎ、朝日新聞、東、茨城県、小田原第一、か、君津、共立、群馬県、ぐんまみらい、警視庁職員、江東、崎
玉、青和、全東栄、第一勧業、大東京、鎌倉商工、都館、東京消防、東京厚生、東京都職員、東沿、中ノ郷、
那須、文化産業、北部、真岡、山梨県民、横浜興銀、横浜中央、の各信用組合本支店

ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行または郵便局

農業協同組合

神奈川県各農協、群馬県各農協、埼玉県各農協、静岡県各農協、東京都各農協

この場所には何も記載しないでください。

電気料金内訳(参考書式)

	施設名	貴社お客様番号	請求日	料金	使用月分	電力使用量
1	本庁舎	FN-001	2019/11/5	6,689,650	2019/10	298,700
2	分庁舎					
3	庁舎別館					
4	福祉ビル					
5	二宮出張所[庁]					
6	芝山出張所[庁] 等複合施設					
7	西船橋出張所 等複合施設					
8	三山市民センター 等複合施設					
9	船橋スカイビル(男女共同参画センター)					
10	中央老人福祉センター					
11	北部福祉会館 等複合施設					
12	西部福祉会館 等複合施設					
13	南部福祉会館 等複合施設					
14	社会福祉会館 等複合施設					
15	ケア・リハビリセンター等複合施設					
16	看護専門学校					
17	身体障害者福祉作業所太陽, 身体障害者福祉ホーム若葉 複合施設					
18	海神児童ホーム, 西簡易マザーズホーム, 老人憩いの家 複合施設					
19	宮本第一保育園					
20	浜町保育園					
21	若松保育園					
22	湊町保育園					
23	千鳥保育園					
24	西船保育園					
25	本中山保育園					
26	行田保育園					
27	高根保育園					
28	二宮保育園					
29	習志野台第一保育園					
30	習志野台第二保育園					
31	高根台保育園					
32	芝山第一保育園					
33	小室保育園					
34	海神児童ホーム, 西簡易マザーズホーム, 老人憩いの家 複合施設					
35	本町保育園					
36	海神第一保育園					
37	中央保育園					
38	保健福祉センター					
39	農業センター					
40	運動公園					
41	運動公園 体育館					

電気料金内訳(参考書式)

	施設名	貴社お客様番号	請求日	料金	使用月分	電力使用量
42	法典公園 <グラスポ>					
43	船橋駅南口地下駐車場					
44	消防局中央消防署合同庁舎 、消防指令センター、職員 研修所 複合施設					
45	東消防署 前原分署					
46	西部消防保健センター					
47	総合教育センター 等複合施設					
48	郷土資料館					
49	一宮少年自然の家					
50	青少年会館					
51	中央公民館、市民文化 ホール 複合施設					
52	宮本公民館 等複合施設					
53	海神公民館					
54	浜町公民館 等複合施設					
55	東部公民館 等複合施設					
56	飯山満公民館					
57	薬円台公民館 等複合施設					
58	西部公民館 等複合施設					
59	丸山公民館					
60	塚田公民館 等複合施設					
61	法典公民館 等複合施設					
62	西船レックス(葛飾公民館)					
63	北部公民館 等複合施設					
64	八木が谷公民館					
65	三咲公民館 等複合施設					
66	松が丘公民館					
67	小室センター					
68	坪井公民館					
69	高根台公民館 等複合施設					
70	夏見公民館					
71	高根公民館					
72	新高根公民館 等複合施設					
73	東図書館 等複合施設					
74	北図書館 等複合施設					
75	西図書館					
76	高瀬下水処理場上部運動広 場(タカスポ)					
77	清掃センター					
78	西浦処理場					
	合 計			6,689,650		298,700

船橋市公共施設電力需給

よくある質問とその回答

	質 問	回 答
1	契約種別は全施設業務用でよろしいですか。	西浦処理場は業務用季節別時間帯別電力とします。その他の施設は業務用電力とします。なお、ここで示す契約種別は旧一般電気事業者におけるものに準じます。
2	全ての施設とも高圧受電でしょうか。	全施設が高圧受電です。
3	現在の供給先を教えてください。	西浦処理場と清掃センターは丸紅新電力(株)です。 その他はサミットエナジー(株)です。
4	現在の計量日を教えてください。	仕様書別紙2を参照ください。
5	契約書(案)は提供可能でしょうか。	契約書(案)を添付しますので参考にしてください。
6	500kw未満の契約の場合、計量日は現在のものを引き継ぎます。500kw以上の場合は1日になります。 請求書発行日は検針日に係わらず月末締め の翌月初発行となりますがよろしいですか。	問題ありません。
7	今回の入札による需給開始日および需給終了日前後での請求書の分割は行えず、場合により年間の請求が13回になることがあります がよろしいでしょうか。	問題ありません。
8	料金の算定期間は計量日から計量日の前日 となりますが、その旨ご了承いただけます か。	問題ありません。
9	現供給者が旧一般電気事業者の場合、開札 から供給開始までの日数によっては切り替え が難しい場合があります。開札以降に切り替 え手続きを行っても間に合うよう該当地域の 旧一般電気事業者と調整を行っております か。	現供給者は旧一般電気事業者ではありません。 開札から供給開始までは2ヶ月を見込んで おります。切替手続きについては落札業者 に対応していただきます。
10	旧一般電気事業者が値上げをした場合、契 約単価見直しについて協議に応じて頂くこ とは可能でしょうか。	原則として、協議に応じません。
11	契約途中で消費税が変更となった場合、変 更契約の締結について協議に応じて頂くこ とは可能でしょうか。	消費税が変更となる場合には、協議のう え、変更契約を取り交わさせていただきます 。なお、今回の入札では令和元年10月1日 の需給開始となりますので、増税を想定した 価格で応札していただくようお願いします。
12	再生可能エネルギーの単価は毎年5月に変 更になりますが、その際は協議可能でしょ うか。	可能です。

13	<p>契約期間中に建て替えや増設、トランス増量や受変電設備及び引き込み位置の移設・変更など電力の契約に影響するような工事予定はありますか。</p>	<p>ケア・リハビリセンターにおいてトランスを増量する工事が予定されています。 現在は150KVAが4台と75KVAが1台（何れも三相→单相）、500KVA（三相→三相）が3台、75KVA（スコットトランス）が1台設置されています。このうち、三相→单相の75KVAを150KVAに増量する工事が予定されています。 別館においては受電を低圧に変更する可能性があります。実施は停電の時期となるため、令和2年9月を予定していますが、今後の計画によっては令和2年10月以降、高圧受電を継続する可能性もあります。</p>
14	<p>蓄熱調整契約・電化厨房割引等の付帯契約は入札金額算定に際し、必須条件でしょうか。</p>	<p>不要です。</p>
15	<p>蓄熱調整契約・電化厨房・空調システム・ピーク調整契約等の付帯契約は解約となるため、当該契約用の計量器は一般送配電事業者の取り決めにより撤去となりますので、ご了承をお願いいたします。</p>	<p>問題ありません。</p>
16	<p>実際の料金算定にあたっては、各月の実測力率により基本料金を算定することとし、電力量料金については当該月の燃料費調整単価による調整を行うことでよろしいでしょうか。</p>	<p>その通りです。</p>
17	<p>請求書及び内訳書は施設毎の発行になりますがよろしいですか。</p>	<p>請求書（納付書）は1枚にまとめてください。内訳書は各施設ごとに使用量等を記入してください。</p>
18	<p>請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。</p>	<p>不可能です。請求書は紙面で郵送してください。</p>
19	<p>検針の結果や受電月報（30分データ）はWebによりお知らせすることになりますがよろしいでしょうか。（請求書は紙面で郵送いたします。）</p>	<p>可能です。検針結果や受電月報は1か月に1回以上の提供としてください。</p>
20	<p>払込票ではなく普通振込用紙になりますがよろしいですか。</p>	<p>仕様書別紙5を参照に払込票（納付書）による支払いとします。御社所定の用紙が千葉銀行で使用できるか事前にご確認ください。</p>
21	<p>自動引き落としでのお支払いとなりますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>不可能です。</p>
22	<p>納付書の発行を行うことが出来ないのに、口座振替もしくは、弊社の指定口座を記載した請求書をお送りする方法しか対応できませんが、ご了承頂けますでしょうか。</p>	<p>納付書払いでしか対応できません。</p>
23	<p>支払期限等の条件が異なるため、従来のまとめ請求は出来かねますが宜しいでしょうか。まとめ請求が解約になりますと、口座振替も解約となり再度お手続きが必要になりますのでご了承ください。</p>	<p>対象施設を一括としたまとめ請求としてください。口座振替は行っておりません。</p>

船橋市公共施設電力需給

よくある質問とその回答

24	予定契約電力及び月別予定使用電力量は、直近1年間の実績値によるものということでしょうか。	直近1年間の実績を基に、契約期間の使用電力量等を算出しています。
25	支払期限日および遅延利息に関して、それぞれ「乙への料金の支払期限は乙の定める約款等の規定によるものとする。」「支払期日までに支払われない場合には電気需給約款に定める延滞利息を申し受ける」といった、契約条項にさせていただくことは可能でしょうか。	支払期限日および遅延利息に関しては、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に準ずるものとします。
26	支払期日を支払遅延防止法に準じて、請求書受理後30日以内とさせていただくことは可能でしょうか。	適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払います。
27	電気料金ご請求の際、専用印を使用させていただいており、請求書は、当該の専用印が印字されたものとなります。その場合、落札後に使用印鑑届の提出お手続きが必要でしょうか。	入札参加資格申請時に届けている使用印をご使用ください。異なる印鑑の使用を希望する場合は、落札後速やかにちば電子調達システムにおいて変更の申請をしてください。
28	契約書の単価は内訳書と合わせたいのですがよろしいでしょうか。 (外税内訳書→契約書単価も外税、内税内訳書→契約書単価も内税)	公告分に記載のとおり、金額内訳書に記載の単価(税込)を以て契約するものとします。
29	契約書締結日は需給開始日より前の日付となりますが、宜しいでしょうか。 (10月1日が需給開始日の場合、契約書締結日は9月30日となります)	規定により、落札決定の日から原則として7日(閉庁日を除く)以内に契約を締結するものとします。
30	契約保証金は免除でよろしいでしょうか。	公告文を参照してください。
31	紙入札で行い、2回目入札を辞退する場合は入札書は1通でよろしいでしょうか。	問題ありません
32	入札説明書および仕様書等に変更や修正が生じた場合は、電話等にて連絡をいただけますでしょうか。	可能です。
33	弊社が落札した場合、契約協議は電話、メール等での対応でよろしいでしょうか。	可能です。

電力需給契約書（案）

1. 契約件名 船橋市公共施設電力需給

2. 需給場所 78施設（別紙1のとおり）

3. 規 格

- (1) 供給電気方式 交流3相3線方式
 - (2) 標準電圧 6,000V(公称電圧6,600V)
 - (3) 標準周波数 50Hz
 - (4) 受電回線 1回線受電
(一部2回線受電 本線予備電源線方式)
- その他仕様書の規格のとおり

4. 需給期間 令和元年10月1日から令和2年9月30日まで

5. 契約保証金

船橋市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、上記の電力供給について次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別添「仕様書」に基づき、各施設で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額（税込）は次のとおりとする。

基本料金単価（1kWにつき）	（令和元年10月1日～ 令和2年9月30日）	
予備電源単価（1kWにつき）	（令和元年10月1日～ 令和2年9月30日）	

電力量料金単価（1kWhにつき 燃料費調整額を含めない）

電力量料金単価 西浦処理場	ピーク時間 夏季の平日（土曜日含む） 午後1時から午後4時まで （令和2年7月1日～令和2年9月30日）	
	夏季昼間時間 平日（土曜日含む） 午前8時から午後10時まで ただし、ピーク時間帯を除く （令和2年7月1日～令和2年9月30日）	
	その他季昼間時間 平日（土曜日含む） 午前8時から午後10時まで ただし、ピーク時間帯を除く （令和元年10月1日～令和2年6月30日）	
	夜間時間 ピーク時間及び昼間時間（夏季・その他季）以外の時間 ただし、日曜・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）及び1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は全日夜間時間とする。	
電力量料金単価 本庁舎 その他施設	夏季 （令和2年7月1日～令和2年9月30日）	
	その他季 （令和元年10月1日～令和2年6月30日）	

再生可能エネルギー発電促進賦課金（1kWhにつき）

（再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、当該地域の一般送配電事業者が定める単価に準じるものとする。なお、単価が変更になった場合、変更契約は取り交わさないものとする。）

- 2 基本料金単価については、第10条第2項に基づく、力率に応じた割引を行うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。但し、発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

（供給の保証）

第4条 受注者が電力会社との託送供給契約により電気の供給を行う場合は託送供給約款等により定める料金は、受注者が負担するものとする。

(使用電力量の増減)

第5条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(本庁舎・西浦処理場における契約電力)

第6条 本庁舎における各月の契約電力は、1,600kWとする。

西浦処理場における各月の契約電力は、504kWとする。

- (1) 契約電力を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上変更する。
- (2) 発注者が契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払いについて発注者及び受注者が協議を行い、契約超過金の支払いが適当であると認められたときは、発注者は当該協議において、決定された金額を超過金として受注者に支払うものとする。

(本庁舎・西浦処理場以外の各施設における契約電力)

第7条 本庁舎・西浦処理場以外の各施設における各月の契約電力は、次の各号に該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- (1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき。
 - (2) 契約受電設備を減少する場合で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなき。
- 2 各施設において最大需要電力が500kW以上となる場合は、当該施設の契約電力を発注者受注者協議によりすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、第1項によって定めることとする。

(計量及び検査)

第8条 計量日は現在の計量日の午前0時とし、受注者は計量日時に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第9条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(電気料金の算定)

第10条 電気料金は基本料金、予備電源料金、電力量料金(当該地域の一般送配電事業者が、需要家に適用する燃料費調整額を含む)、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする。但し、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てし、施設ごとに算出する。

- 2 基本料金は、契約電力に基本料金単価を乗じ算出するものとするが、当該月の力率が85%を上回る場合は、その上回る1%につき基本料金を1%割引し、85%を下回る場合はその1%につき基本料金を1%割増するものとする。

る。

- 3 予備電源料金は、予備電源単価に本庁舎の契約電力を乗じて算出する。
- 4 電力量料金は、季別の電力量料金単価に第8条で計量した使用電力量を乗じ算出するものとする。

(料金の支払い及び遅延利息)

- 第11条 受注者は第8条に定めた検査終了後、第10条によって算出した金額を1ヶ月毎に請求するものとし、発注者は受注者から適法な支払請求書を受領した日から起算して、30日以内(以下「約定期間」という)に支払わなければならない。
- 2 発注者は前項の約定期間内に対価を支払わなかった場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規程に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を履行遅滞の違約金として支払うものとする。但し、その金額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(機密の保持)

- 第12条 受注者は、本契約の処理上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。また、本契約を退いた後も同様とする。

(契約の解除)

- 第13条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 受注者が、天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。
 - (2) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正があったとき。
 - (3) 受注者が、本契約条項に違反したとき。
 - (4) 受注者が、正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても、これに着手しないとき。
 - (5) 受注者が、正当な理由がないのに、発注者の指示に従わないとき。
 - (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときと認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

- 第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、当該日から期間満了の日までに係る予定使用電力量に対する第10条に規定する電気料金の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- 4 受注者は、前条の規定により契約が解除されたとき又は第2項各号に規定する者が契約を解除したときは、発注者にその損害賠償を請求することができない。

（損害賠償）

- 第15条 発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。
- 2 受注者は、自己の責により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 第三者の行為により電気の供給停止等を生じた場合において、発注者が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、受注者は、発注者に協力するものとする。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

- 第16条 本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を変更又は解除された場合に損害が生

じたときは、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

(個人情報保護)

第17条 受注者は、委託業務を行うに当たり、個人情報の適切な管理のために次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 業務目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (4) 業務に従事する者に対し、委託業務に従事しているとき及び従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知するとともに、業務に従事する者の監督を適切に行わなければならない。
- (5) 受注者は、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、発注者から求められた場合には報告しなければならない。
- (6) 業務を第三者に再委託（当該再委託につき順次にされる委託を含む。以下同じ。）してはならない。
- (7) この条に違反する事態が生じ、生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取り扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (8) 受注者は、契約内容の遵守状況について、発注者が求めた場合には報告するものとし、その内容に変更のあった場合は随時報告するものとする。
- (9) 受注者は、受注者の責めに帰する理由により、個人情報が漏えい又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、賠償義務を負うものとする。
- (10) 発注者は、必要があると認めるときは受注者に対して実地の調査を行うとともに、必要な資料の提出を求めることができるものとする。

(協議)

第18条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約事項に定めのない事項については、発注者受注者協議の上、決定するものとする。

(合意管轄)

第19条 本契約に関する訴訟については、千葉地方裁判所を管轄裁判所とする。

以上の契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者受注者双方の記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 月 日

発注者 船橋市湊町2丁目10番25号
船橋市
船橋市長 松 戸 徹 印

受注者

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第1条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- 三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受注者は、この契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当する場合（同項第1号については、独占禁止法第3条、第6条、第8条第1号若しくは第2号又は第19条に規定する違反行為に該当する場合に限る。）は、発注者が契約を解除するか否かを問わず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、契約金額の10分の2に相当する賠償金に契約金額の支払の日から当該賠償金の支払の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付して支払わなければならない。ただし、前条第1項第1号の規定に該当する場合において、命令の対象となる行為が、不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるときは、この限りでない。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する契約金額の10分の2に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を賠償金とし、前項に規定する利息を付して支払わなければならない。

- 一 前条第1項第2号に規定する確定した課徴金納付命令について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
- 二 前条第1項第1号に規定する排除措置命令若しくは第2号に規定する課徴金納付命令又は第3号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前2項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

4 第1項及び第2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているら

きは、発注者は、受注者の代表者であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。